

審議案件に関する概要

令和2年8月13日第1部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	令和2年2月7日
担当部署	空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社デンコードー 代表取締役 岡田 義則	宮城県名取市上余田字千刈田308番地

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	ケーズデンキ岩見沢店 岩見沢市大和4条7丁目17-1、17-2	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社デンコードー 代表取締役 岡田 義則 宮城県名取市上余田字千刈田308番地	
(3)新設日	令和2年10月8日	
(4)店舗面積の合計	3,615㎡	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	179台
	駐輪場の収容台数	25台
	荷さばき施設の面積	54㎡
	廃棄物保管施設の容量	55m ³
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前9時00分～午後10時00分
	駐車場の利用時間帯	午前8時30分～午後10時30分
	駐車場の出入口数	3箇所 (出口1箇所、入口1箇所、出入口1箇所)
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 172台 ≤ 179台			
	従業員駐車場等の整備	31台			
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	25台			
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式 オペレーター無し			
	搬入車両等の誘導	計画的搬入により、一時的な搬出入庫車両が集中しないよう配慮します。			
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗社員、取引先業者及び搬出入業者に対して、店舗周辺や駐車場内における低速走行や歩行者に対する安全確認の徹底に取り組みます。 ・ 出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図ります。 ・ 繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図ります。 			
	交通整理員の配置	オープン時にはチラシにより案内経路を周知するとともに、大規模な販売促進催事を行う際には交通整理員を配置して、交通安全の確保を図ります。			
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行います。 ・ 従業員駐車場及び冬期堆雪場所に一時堆積しますが、適時排雪を行い必要な駐車台数の確保に努めます。 			
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	60 dB	41 dB	◎
		2	60 dB	42 dB	◎
		3	60 dB	38 dB	◎
		4	dB	dB	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	50 dB	30 dB	◎

		2	5 0 dB	2 9 dB	◎	
		3	5 0 dB	2 5 dB	◎	
		4	dB	dB		
夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価	
	A 1	排気①⑰	6 0 dB	4 4 dB	◎	
	A 2	排気⑪⑭	6 0 dB	2 8 dB	◎	
	a 1	排気⑱	6 0 dB	2 5 dB	◎	
	a 2	排気⑳	6 0 dB	4 3 dB	◎	
	c 1	自動車走行音	6 0 dB	5 4 dB	◎	
	c 2	自動車走行音	6 0 dB	7 0 dB	×	
	c 3	自動車走行音	6 0 dB	5 7 dB	◎	
	d 1	ドア開閉音	6 0 dB	6 2 dB	×	
	d 2	ドア開閉音	6 0 dB	6 3 dB	×	
	d 3	ドア開閉音	6 0 dB	6 4 dB	×	
	('直近住宅壁際等)	c 2'	自動車走行音	6 0 dB	3 4 dB	○
		d 1'	ドア開閉音	6 0 dB	3 8 dB	○
		d 2'	ドア開閉音	6 0 dB	3 5 dB	○
d 3'		ドア開閉音	6 0 dB	3 3 dB	○	
騒音問題の一般的対策		店舗社員や取引先に対して自動車の低速走行などの環境への配慮の指導を行います。				
荷さばき作業等の対策		搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組めます。				
付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場内に安全走行やアイドリング停止を呼びかけるサイン看板を設置します。 ・ 室外機は最新の低騒音型を設置します。 				
青少年等の蟻集等の対策		営業終了後は駐車場出入口を閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮します。				
その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季における駐車場等の除排雪作業は基本的に深夜早朝に行わないように配慮します。 ・ 万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図ります。 				

(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 16 m ³ ≤ 設置容量 55 m ³
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 室内に設置し飛散防止や美観・衛生面に配慮します。 ・ 廃家電の一時保管場所を含めて十分な広さを確保しています。
	運搬・処理対策	廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図ります。
	減量化、リサイクル等	廃棄物の分別処理の徹底に務め、リサイクル率の向上に努めます。
	調理臭、悪臭の飛散防止	家電のみの販売のため、悪臭は発生しません。
	その他の対応方策	店舗運営責任者との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じます。
(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図ります。 ・ 広告塔や駐車場の照明ライトの向きや光量を調整して照明が敷地外に漏れないように配慮します。 	
(5) 防災対策への配慮	市から災害時における避難場所として駐車場等の使用、店舗で取り扱っている商品の提供の要請があった場合は、必要な協力を行います。	
(6) 防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗内外における従業員の見回りや声かけにより、青少年の蝟集等を防ぐよう配慮します。 ・ 夜間は機械警備の作動及び施錠を行い、防犯を図ります。 	
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会（警察）	岩見沢署、道警本部からの助言事項は対応済み。
	地元市町村	岩見沢市関係課において計画概要を説明済み。対応事項なし。

道路管理者	国道及び道道管理者に現行の出入口3カ所の使用について了承済み。
その他関係機関	—

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見なし
(2)住民等の意見	意見なし

5. 道（空知総合振興局連絡調整会議）の意見案

意見を述べる必要がないものとする

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。